

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年11月2日

横浜市契約事務受任者
教育次長 木村 奨

1 契約の概要

スピーカー交換修繕

2 履行(納品)場所

横浜市港南区港南台4-11-1

横浜市立小坪小学校

3 契約日

令和4年8月30日

4 履行日又は履行期間

令和4年9月22日

5 契約金額

452,100円

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市旭区都岡町39番地の4

妙光電機株式会社

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和4年7月26日午後1時頃、校庭設置のスピーカーより音が出ていないことを職員が確認。同日別件で来校予定であった電気設備業者が確認したところ、非常用放送を含むその他複数の放送機器からも音が出ていないことが判明。非常用放送が流れないと、学校運営・児童生徒の安全確保に重大な支障を生じるため、緊急契約での修繕を実施した。

8 契約の相手方の選定理由

発生日に来校していた、横浜市の有資格者名簿掲載で過去の実績が優良な業者を選定した。

9 所管

小坪小学校